

令和5年3月10日

第13回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第13回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員(10名)

会長 1番 山野信也

会長職務代理者 7番 鬼塚忠正

委員 3番 坂口政文 4番 徳山道也 5番 清田伸一

6番 上田佳子 7番 鬼塚忠正 8番 清田 勇

9番 前川政樹 10番 小山省三 11番 松本正利

推進委員 藤本浩人 小山哲司 清田耕士

4. 欠席委員(1人) 2番 永田麻衣

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地取得に係る別段の面積基準の変更について

日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

日程第6 議案第5号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長補佐 奥村佳織

事務局 中嶋一成

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第13回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は10名で過半数を満たしておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

また、同規則第4条の規定より、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長（山野）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は8番清田勇委員、9番前川委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の中嶋さんを指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については3件あがっております。1番、2番については、関連しておりますので一括して審議を行います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について

＝1頁、議案第1号、1番、2番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

借受け人は、新規就農による農地借入のため、申請をされるものです。去る、2月10日、新規就農者審査会を開催し、本人と農業委員会会長、地区農業委員2名及び事務局2名により、提出された営農計画書について審査したところです。借受け人は、現在、68歳です。就農の動機につきましては、農協を退職し知人の園地を手伝ってほしいと言われ手伝ったのが始まりです。今回、新しく農地を借受け、太秋柿を栽培することになったため申請されるものです。

事務局	<p>営農計画の農機具については、乗用草刈り機と動噴を所有されており今後は購入の計画はありません。</p> <p>営農技術の取得については、果樹試験場や長年 J A で勤務されており特に問題は無いと思われます。</p> <p>申請地につきましては、4 ページ、5 ページをご覧ください。</p> <p>なお、実質審査要件の全部効率利用要件については、すべての農地について、効率的に利用して耕作の事業を行われます。農作業常時従事要件は年間 2 5 0 日を計画されています。下限面積要件につきましては実家の小川町の農地をそのまま利用されますのでクリアをされます。地域との調和要件につきましては、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し周辺農家と協力して管理に努められますので、すべてを満たしているものと考えます。</p> <p>可否について審議をお願いします。</p>
議長（山野）	<p>説明が終わりましたので、各地区委員さんの意見を求めます。</p> <p>松本委員</p>
11 番（松本）	<p>特にありません</p>
議長（山野）	<p>清田伸一委員</p>
5 番（清田伸）	<p>問題はありません。メッシュ柵も張られていました。</p>
議長（山野）	<p>はい。ありがとうございます。ただ今、各地区委員さんからの説明がありました。次に各推進委員さんからの意見ををお願いします。</p>
推進（小山）	<p>小山哲司委員</p> <p>ここは借受け人が作られていましたので、問題ありません。</p>
推進（藤本）	<p>藤本委員</p> <p>ここは問題ありません。</p>
議長（山野）	<p>ただいま各推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。</p> <p>ありませんか。</p>

議長（山野） 無いようですので、採決を行います。議案第1号の1番、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数。よって議案第1号の1番、2番は、承認されました。

続きまして、議案第1号の3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 = 2頁、議案第1号3番について議案書をもとに朗読=

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は現在39歳でみかん・梨・コメの栽培をされており、今回、父親名義の畑を後継者の次男に贈与されるために申請されるものです。

申請地につきましては6ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

前川委員

9番（前川） 親子間での贈与なので問題はありません。

議長（山野） はい。ありがとうございます。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（清田） 農業委員からも発言がありましたとおりの問題ありません。

議長（山野） ただいま推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。

3番（坂口） 経営移譲ならば一括贈与をされるのですか。

事務局 一筆のみです。

議長（山野） 他にありませんか。

議長（山野）

無いようですので、採決を行います。議案第1号の3番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数。よって議案第1号の3番は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農地取得に係る別段の面積基準の変更についてについて事務局から説明をお願いします。

事務局

= 7 頁、議案第2号について議案書をもとに朗読 =

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号により、農地取得に係る別段の面積基準を定めていましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の規定により廃止されましたので、農地取得に係る別段の面積基準を廃止したので承認を求めます。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長（山野）

説明が終わりました。皆様方のご意見はありませんか。

3 番（坂口）

廃止になった今後の農地基準は

事務局

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は今までとおりに適用されます。

議長（山野）

面積規準だけが廃止されたので他の要件で判断する。

議長（山野）

無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野）

賛成多数。よって議案第2号は、承認されました。

続きまして、日程第4、議案第3号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

8 ページをお開きください。（朗読）

9 ページをお開きください。

事務局

議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和5年2月27日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

10ページをお開きください。(総括表の説明)

11ページをお開きください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が2件です。面積は、樹園地が2筆で5,915㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に、公社利用による所有権移転につきましては、12ページと13ページをご覧ください。2件とも農業公社の買い取りで、樹園地が3筆の6,508㎡です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。以上です。

議長 (山野)

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長 (山野)

異議が無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定致します。

議長 (山野)

続きまして、その他となっておりますが、ここで、事務局から追加議案の提案がありますので、説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは追加議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について説明をさせていただきます。

＝農地等の利用の最適化の推進に関する指針の説明＝

以上、事務局から提案いたします。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

4 番（徳山 9

遊休農地の目標の所で面積は昨年の実績どれ位あったのか。

事務局

具体的数値は今すぐには覚えていないが、非農地にした分では約 230 筆で 29 ha あります。

議長（山野）

ほかに無いようですので、採決を行います。議案第 4 号について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野）

賛成多数。よって議案第 4 号は、承認されました。

議長（山野）

続きまして、その他ですが事務局から何かありませんか。

2 番（坂口）

天草市でタブレットを使いペーパーレスがされていたが玉東町ではその考えはありますか。

事務局

玉東町でも 5 台導入している。費用等の負担も発生するので検討していきます。

ほかにありませんか。

議長（山野）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第 1 3 回総会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 2 0 分

議長（山野）

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

議長（山野）

令和5年3月10日

玉東町農業委員会会長

⑩

8番委員

⑩

9番委員

⑩